

# 教育委員会定例会会議録

令和5年8月17日（木）

## 教育委員会定例会会議録

令和5年8月17日午後3時00分教育長竹内清が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室に招集した。

### 1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 竹内 清      委 員 赤坂雅裕      委 員 中馬智子  
委 員 伊藤甲之介

### 2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 白鳥慶記	教育推進部長 村上穰介
教育指導担当部長 木村千裕	教育総務課長 関 健次
教育施設課長 高橋 修	学務課長 中原健一郎
教職員担当課長 南雲 務	社会教育課長 伊勢田珠代
青少年課長 関山知子	学校教育指導課長 力石裕司
図書館長 松岡俊子	教育センター所長 松永昭治
小和田公民館担当課長兼館長 浅井志子	鶴嶺公民館担当課長兼館長 荒名穂子
松林公民館担当課長兼館長 西山昭一	南湖公民館担当課長兼館長 星谷尚央
体験学習センター担当課長兼所長 松下晃久	博物館担当課長兼館長 須藤 格

### 3 会議の大意は、次のとおり。

午後 3 時00分開会

○教育長 それでは、ただいまから 8 月定例会を開催いたします。

日程第 1 教委議案第 56 号茅ヶ崎市教育委員会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第1教委議案第56号茅ヶ崎市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について教育総務課長よりご説明申し上げます。議案書は3ページから8ページまでとなっております。

まず4ページをお開きください。

本案は、教育長及び委員が会議開催の場所に参集することが困難な場合に、オンラインにより会議に出席できることとする等のため、提案するものでございます。

改正する規則の概要につきましては、第2条関係として、委員が、映像及び音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって会議に出席する場合は、会議の参集を要しないこととしました。

第3条関係として、教育長及び委員は、教育長が必要があると認めたときは、映像及び音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議に出席することができること等としました。

第11条関係として、教育長は、必要があると認めるときは、会議に諮り、挙手の方法によっても採決することができることとしました。

第20条関係として、請願書には押印を要しないこととしました。

その他、規定を整備することといたしました。

なお、この規則は令和5年9月1日から施行することとしております。

5ページ以降は、改正の案文、新旧対照表及び参照条文となっております。

説明は以上でございます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にご意見等がなければ、日程第1教委議案第56号茅ヶ崎市教育委員会会議規則の一部を改正する規則については原案の通り決定することではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、原案の通り決めます。

次に、日程第2教委議案第57号茅ヶ崎市文化生涯学習プラン改定に係る意見聴取についてを

議題といたします。

担当事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長 日程第2 教委議案第57号茅ヶ崎市文化生涯学習プランの改定に係る意見聴取について、教育総務課長よりご説明申し上げます。

議案書は9ページから65ページまでとなっております。

本案は、文化芸術基本法第7条の2第2項の規定により、市長から、茅ヶ崎市文化生涯学習プランを別紙の通り改正するにあたり、11ページ、茅ヶ崎市文化生涯学習プラン改定に係る意見聴取についての通り、教育委員会の意見を求められたものでございます。

なお、本市における文化に関する事務については、茅ヶ崎市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例により、市長の職務権限となっております。

それでは、議案書17ページをお開きください。

今回示された茅ヶ崎市文化生涯学習プランですが、令和6年度から12年度までを計画期間と定め、文化芸術及び生涯学習の2つの分野を対象とした文化芸術の推進に関する計画でございます。

平成24年3月に策定した前茅ヶ崎市文化生涯学習プランについては、令和2年度をもって計画期間が終了となっておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、計画期間を延伸するとともに、文化生涯学習事業推進方針を策定し、取り組みを進めて参りました。

18ページをお開きください。

新たな茅ヶ崎市文化生涯学習プランは、文化芸術基本法第7条の2に基づく地方文化芸術推進基本計画として位置付け、施策の推進にあたっては、茅ヶ崎市教育基本計画と連携を図って推進していくものでございます。

48ページをお開きください。

本プランにつきましては、将来像を「みんなが学び未来を創造する文化生涯学習のまち ちがさき」としており、その実現に向け、3つの基本目標を定めております。

基本目標達成に向けた施策では、施策2の取り組みとして、文化芸術を通じた教育の充実を

図るとともに、教育現場が子どもの成長に合った事業を展開できるよう教育の支援を掲げており、教育委員会と連携を図りながら、取り組みを進めていくこととしております。

また、施策4の取り組みとして、教育、福祉、経済、まちづくりなどの他分野や、学校等様々な主体と連携・協働しながら、総合的な事業展開を図ることとしております。

それでは戻りまして、10ページをお開きください。

以上のことにより、本プランは、教育基本計画との連携を図ることを掲げ、取り組みを推進していくこととしていることから、10ページの通り、本プランの策定について同意する旨を回答するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にご意見等がなければ、日程第2教委議案第57号茅ヶ崎市文化生涯学習プラン改定に係る意見聴取については同意する旨を回答することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、原案の通り決めます。

次に、日程第3教委議案第58号令和6年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択（生活）についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第3教委議案第58号令和6年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択（生活）についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書66ページをご覧ください。

本年度は令和6年度使用小学校教科用図書の採択年度に当たっており、令和6年度使用小学校特別支援学級教科用図書につきましては、7月26日の教育委員会臨時会において採択していただきましたが、令和6年度より、生活の特別支援学校教科用図書が新たに発行されることが分かりました。

従いまして、本委員会におきまして、7月の臨時会で採択していただいております令和6年度

使用小学校特別支援学級教科用図書につきまして、67 ページにお示した令和 6 年度使用小学校特別支援学級教科用図書（生活）を追加で採択していただきますようよろしくご審議のほどお願いいたします。

なお、生活を追加していただきますと、令和 6 年度使用小学校特別支援学級教科用図書につきましては、68 ページにお示した令和 6 年度使用小学校特別支援学級教科用図書一覧となります。以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にご意見等がなければ、日程第 3 教委議案第 58 号令和 6 年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択（生活）については、原案の通り決定することではいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、原案の通り決めます。

次に、日程第 4 教委報告第 36 号教育委員会市職員人事に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第 4 教委報告第 36 号教育委員会市職員人事に関する専決処分について、教育総務課長よりご説明申し上げます。議案書 69 ページ 70 ページをご覧ください。

本案は、7 月 31 日付けの兼務解除に係る発令が 1 件となっております。

説明は以上でございます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にご意見等がなければ、日程第 4 教委報告第 36 号教育委員会市職員人事に関する専決処分についての報告を承認することではよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、承認することといたします。

ここで皆様にお諮りいたします。これ以降の議題は、予算に関する案件等でございますので、その性質上、非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、非公開といたします。

それでは日程第5に入る前に、事務連絡をお願いします。

[事務連絡]

午後3時11分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、次により署名します。

令和5年8月17日

教育長

委員

委員

委員

委員